

外国人起業活動促進事業に関するQ & A

1. 「外国人起業活動促進事業」の仕組みについて

質問1 出入国在留管理局で付与される在留資格「経営・管理」と何が違うのですか？

(回答1)

この制度は、「経営・管理」の在留資格の特例として設けられました。通常、この資格の認定を受けるためには、上陸時に、「事業所の確保」とともに、「2人以上の常勤職員の雇用」又は「500万円以上の投資」等の基準（上陸審査基準）を満たす必要がありますが、岐阜県では、県による起業準備活動計画の審査・確認がなされた場合には、これら基準を上陸又は在留資格の変更後最長1年以内に満たせばよいとするものです。

通常の在留資格の手続は出入国在留管理局で行われますが、この制度では、まず、岐阜県で起業準備活動の確認を受けた後、岐阜県が発行する「起業準備活動確認証明書」（及びその他資料）をもって出入国在留管理局に申請するという2段階のステップが必要となります。

すでに、「経営・管理」に係る要件を満たしているとお考えの場合は、直接、出入国在留管理局で手続の相談をしてください。近い将来、岐阜県内で事業を開始することをお考えで、1年以内にその準備が完了する見込みがあれば、この制度を利用して、岐阜県内で起業準備活動に取り組んでいただくことが可能です。

質問2 どのような人が利用できますか？

(回答2)

岐阜県内で新たに事業を始める外国人の方が利用できます。現在、海外に在住している方、他の在留資格（「留学」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」など）で日本に在留している方のどちらも対象です。他の在留資格からの変更は一定の条件がありますので、事前に出入国在留管理局にお尋ねください。

なお、事業や対象者には要件があります。（質問3、質問9を参照）

質問3 新たに始める事業はどのような業種でもいいですか？

(回答3)

制度の対象となるのは次のいずれかの事業です。

- ① I T、I o T等関連分野
- ② 観光分野

具体的な事業内容、例としては次のものが挙げられます。

【IT、IoT等関連分野】

事業内容：IT、IoT等を導入・活用し、企業の生産性向上や新商品・技術開発、付加価値創造に関連する事業

具体例：データ収集機器（センサー等）・データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバ、AI、ソフトウェア等）の製造、またはこれらに関連するサービスを提供する事業

【観光分野】

事業内容：県の観光消費の拡大、県内への誘客促進に関連する事業

具体例：・観光案内業

・旅行の企画、手配に関するサービス業

・観光施設を営む者

（主として観光客の利用に供する、宿泊施設、交通施設、観光土産品販売施設、野外活動施設等。※飲食店は対象外）

質問4 起業準備活動のどのような点を確認するのですか？起業準備活動確認証明書がもらえない場合もあるのですか？

（回答4）起業準備活動

申請された起業準備活動計画書等は、当該起業準備活動が岐阜県の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであるか、事業の計画が適正かつ確実なものであるか、一定以上の事業規模が見込まれるか、当該起業準備活動の結果、1年以内（更新時は6月以内）に岐阜県内に事業所を有することが見込まれるか等、外国人起業活動促進事業に関する告示第5の6（1）（更新時は（2））に定める要件に該当することを専門家の意見を聴いた上で確認します。

「事業の計画が適正かつ確実」とは、事業に実現性があり、当該事業が継続的・安定的に営まれる可能性が十分に認められることを指していますので、提出する起業準備活動計画書、あるいは添付書類には以下のような内容を分かりやすく盛り込んでいただく必要があります。提出書類等から実現性等が十分であると認められない場合は、起業準備活動の確認を行うことはできません。

- ・どのような事業を行うか？【事業内容】
- ・どこで事業を行うか？【事業実施地域】
- ・どこに事業所を開設するか？【開設場所】
- ・どのような準備、活動を経て事業を始めるか？【事業開始までの具体的計画】
- ・事業を始めるまで（起業準備活動）にどの程度の資金を要するか？その資金をどうやって調達するか？【起業準備活動資金】

- ・(会社を設立する場合は) だれが法人の役員となり、どのような役割を担うか？
【法人役員】
- ・どの程度の規模の事業を行うか？【事業規模】
- ・事業を始めるまで(起業準備活動)の期間の住居は確保されているか？生活するための資金は足りているか？【居住地、生活資金】

質問5 岐阜県から「起業準備活動確認証明書」をもらえば、必ず「経営・管理」の在留資格を受けることができますか？

(回答5)

岐阜県が発行した「起業準備活動確認証明書」は、出入国在留管理局における審査に当たっての重要資料になりますが、証明書があるからといって確実に在留資格の認定を受けられるとは限りません。

質問6 現在は海外に住んでいます。将来、来日することを考えていますが、申請できますか？また、申請書の提出は本人でなくてもできますか？

(回答6)

現在海外に住んでいる方が申請することも可能です。申請時の提出書類は、以下のいずれかに該当する方が提出先へ持参してください。

郵送による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

<持参いただける方>

- ① 申請者本人
- ② 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由して名古屋出入国在留管理局長に届け出た者
- ③ 申請者が経営を行うこととなる事業の国内の事業所の職員
- ④ 国内の事業所の設置について、申請者本人から委託を受けている者(法人である場合にあつては、その職員)

※ ②～④の方が持参する場合、当該外国人との関係がわかる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

また、この制度は1年間の滞在期間中に岐阜県内で起業準備活動を行い、一定の要件を満たす事業を開始することをお考えの人を対象とし、その計画の実現性が高い方について起業準備活動の確認を行うものです。岐阜県内での起業準備活動が見込まれないと考えられる場合は起業準備活動の確認ができない場合もあります。

質問7 現在は岐阜県外(国内)に住んでいます。この制度に申請できますか？現在は岐阜県内に住んでいます。近日中に県外に転居する予定です。それでも申請できますか？

(回答7)

申請者の現住所に制限はありません。

ただし、1年の起業準備活動は岐阜県内で行い、新たに設ける事業所も岐阜県内に開設していただく必要がありますので、起業準備活動期間に岐阜県内で活動を行うことに適しない地域にお住いの場合は、起業準備活動の確認が困難になると考えられます。

質問8 私は岐阜県内に住み、事業所は岐阜県外に設ける予定ですが、利用できますか？

(回答8)

岐阜県内で起業準備活動を行い、将来、岐阜県内に事業所を設けて事業を始める外国人の方を対象としております。

質問9 起業経験はありませんが、申請できますか？

(回答9)

必ずしも起業経験は必要ありませんが、申請者は次のいずれかに該当する必要があります。

※6月以内に「事業所の確保」とともに、「2人以上の常勤職員の雇用」又は「500万円以上の投資」等の基準を満たす見込みがある場合は除く。

- ・大学を卒業、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。
- ・日本の専修学校の専門課程を修了したこと。
- ・起業を目指す事業の対象分野に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること。
- ・外国において当該分野に関連する事業に経営又は管理に1年以上従事していること。

質問10 自分では起業しない(事業に携わらない)予定ですが、家族(親族)が岐阜県内で起業する予定です。私も申請できますか？

(回答10)

本制度は新たにご自身で事業を始める方(経営者、経営幹部等)を対象としますので、それ以外の家族等は申請者に含まれません。また、ご家族等が従業員としてお勤めになる予定であっても、対象とはなりません。ただし、他の在留資格に該当する可能性もありますので、出入国在留管理局にお問い合わせください。

質問 1 1 知人のやっている会社を引き継いで経営する予定です。私もこの制度を利用できますか？

(回答 1 1)

本制度は新たに事業を始める外国人を対象としておりますので、対象外となります。ただし、他の在留資格に該当する可能性もありますので、出入国在留管理局にお問い合わせください。

質問 1 2 2人以上で共同創業する予定です。どのように申請すればよろしいですか？

(回答 1 2)

在留資格の認定は個別に行われます。一人一人申請書等を作成の上、提出してください。2人以上の共同経営で事業を始められる場合、起業準備活動計画書の「2 事業の概要」～「4 開業時の資金計画」等は同一の内容になるかと思われませんが、それぞれが申請関係書類を作成の上で申請していただく必要があります。

質問 1 3 2人以上で起業する予定ですが、経営に携わるのは私だけで、他の人は従業員として勤める予定です。どのように申請すればよろしいですか？

(回答 1 3)

本制度は、在留資格「経営・管理」のうち「経営」を対象としています。つまり、新たにご自身で（経営者として）事業を始める外国人を対象としておりますので、起業メンバーであっても、従業員等は対象外となります。「経営に携わる」かどうかは、事業への出資（比率）、事業における役割等で実質的に判断されます。

従って、経営に携わる方のみが申請をしてください。

2. 申請手続について

質問 1 4 申請書はどこで入手できますか？また、どこに提出すればよろしいですか？

(回答 1 4)

申請書類は、「岐阜県のホームページ」からダウンロードできます。また、以下の場所でも入手できます。

岐阜県商工労働部産業人材課

(岐阜市藪田南 2 - 1 - 1 岐阜県庁 1 1 階)

申請時の提出書類は、以下のいずれかに該当する方が開庁時間内（午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（土日、祝日、年末年始は休み））に「岐阜県商工労働部産業人材課」へ持参してください。郵送による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

<持参いただける方>

- ① 申請者本人
 - ② 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由して名古屋出入国在留管理局長に届け出た者
 - ③ 申請者が経営を行うこととなる事業の国内の事業所の職員
 - ④ 国内の事業所の設置について、申請者本人から委託を受けている者（法人である場合にあつては、その職員）
- ※ ②～④の方が持参する場合、当該外国人との関係がわかる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

質問 1 5 申請してから回答が来るまでどのくらいかかりますか？

(回答 1 5)

必要書類が不備なく揃っていれば、1ヶ月程度で、起業準備活動の確認結果を岐阜県から申請者に対して回答いたします。しかし、書類不備の場合、追加で証明書類等が必要な場合には、さらに時間を必要とすることがあります。

質問 1 6 申請書を提出した後に、住所（あるいは連絡先）、事業内容等を変更することにしました。どうすればよろしいですか？

(回答 1 6)

住所（連絡先）や事業内容等の変更については、至急、ご連絡の上、「変更届出書」とともに、変更した事実がわかる書類をご提出ください。事業内容等の変更については、1月に1回程度行われる進捗状況確認の際にご説明ください。

質問17 結果はどのように連絡してもらえますか？

(回答17)

起業準備活動の確認の申請が適切で、外国人起業活動促進事業に関する告示第5の6(1)(更新時は(2))に定める要件(以下「当該要件」)をすべて満たしていると認められるときは、「起業準備活動確認証明書」の交付を行います。交付手続きについては、担当者からご連絡をします。

なお、申請に不備があるときや当該要件の全部又は一部を満たしていないと認められるときは、「起業準備活動確認結果通知書」の交付(郵送)により、起業準備活動確認証明書の発行に至らなかったことを通知します。

3. 起業準備活動計画書等の記入について

質問 18 記入の仕方がよく分からないのですが、どこへ行けば教えてもらえますか？

(回答 18)

岐阜県商工労働部産業人材課において、ご質問等にお答えしています。

質問 19 いただいた書類では記入スペースが足りないのですが、どうすればよろしいですか？

(回答 19)

書式をダウンロードされる場合は、スペースを広げて（行を挿入して）使っていていただいて結構です。配布している紙に書き込まれる場合は、適宜、紙を添付して必要な内容を記載してください。

質問 20 書類は自分の国の言語で記入することができますか？ 添付書類（原本）が日本語でない場合、日本語訳をつける必要がありますか？

(回答 20)

申請書等はすべて日本語でご記入ください。お名前はアルファベット、漢字又は仮名（ひらがな、カタカナ）表記でお願いします。日本語以外の資料（証明書の写し等）を提出される場合は、日本語訳を添付してください。

質問 21 私は現在ホテルに短期滞在しています。申請書の住所には何を記入すればよろしいですか？

(回答 21)

申請書の住所には、起業準備活動確認証明書の交付、さらには、1年間（更新時は6月）の在留期間中に連絡がとれる居所を記入していただく必要があります。申請後、在留期間の終了までの間にやむを得ず住所を変更される場合は、連絡先を申請書類の提出先に通知し、提出先からいつでも連絡できる状態にしてください。

質問 22 「履歴書」にはいつからの経歴を記入すればよろしいですか？ 学歴、職歴等が多すぎて入りきらない場合はどうすればよろしいですか？

(回答 22)

記載内容については特に制限はありませんが、新しく始められる事業、あるいは起業準備活動の実現性を評価できるような内容、例えば、学校での専攻・研究内容、お仕事での経験や業績等をご記入願います。スペースが足りない場合は、行を挿入したり、紙を追加したりしていただいても結構です。

質問 2 3 これから行う事業の全体像が固まっていません。記入できないところは空欄のままでよろしいですか？

(回答 2 3)

起業準備活動計画書には、ある程度の裏付けをもって、今後実現、実施することが可能な内容を記述していただきます。実現可能性がない、あるいは可能性がかなり低いものは記入しないでください。どうしても記入できない項目は空欄でも結構ですが、計画書の記載内容をもって実現性があるかどうかを判断しますので、空欄が多くなる場合は、時間をかけて事業計画を検討された後に申請されることをお勧めします。

質問 2 4 起業準備活動計画書（様式第 1 号の 3）の「1 申請者の概要（2）事業における申請者の役職・役割」にはどのようなことを書けばよいのですか？

(回答 2 4)

実質的に一人で起業される場合（100%出資の場合等）は、「代表取締役」「経営全般」、「代表者として事業全体を統括する」といった記述になるかと思います。他の外国人と共同で起業（申請）される場合、あるいは、他に日本人経営者がいる場合などは、事業におけるご自身の具体的な役割、例えば、「営業担当副社長として〇〇地域への販売に責任を持つ」、「取締役として〇〇プロジェクトの企画、開発、生産を統括する」、「財務責任者として資金調達、財務管理を担当する」といった説明をお願いします。

質問 2 5 起業準備活動計画書（様式第 1 号の 3）の「1 申請者の概要（3）起業の背景となる資格、職歴、特殊技能、保有する知的財産権など」に記述する内容が思いつきません。どのようなことを書けばよいのですか？

(回答 2 5)

起業準備活動計画書の確認においては、申請者が起業準備活動を経て実際に要件を満たす規模の事業を始めることが可能か、その実現性に主眼をおいた評価を行います。これから始めようとする事業に有利に働く資格、経験、技能等をお持ちの場合は実現性が高まると考えられます。国家資格等の他にも、例えば、「大学で〇〇を専攻し、特に、〇〇の研究を重ねた」、「〇〇業界の大手企業〇〇、●●等に◆◆商品の販路を開拓した」といった経歴も記載すれば有効かと思われま

質問 2 6 起業準備活動計画書（様式第 1 号の 3）の「1 申請者の概要（5）起業の予定」で、私は会社を作らないで事業を始める予定です。「ア 開業予定日」や「オ 資本金・出資総額（又は自己資金）」には何を記入すればよろしいですか？

(回答 26)

一般に、株式会社等の法人で事業を始める場合は法人の設立登記日、法人を作らずに個人事業で始める場合は(税務署に提出する)開業届に記載された開業日をもって開業日とします。また、初めて売上が計上した日をもって開業とする考え方もあります。個人事業主の場合は、資本金に替えて、事業を始めるために特に用意された事業資金の額を自己資金の欄に記入してください。

質問 27 私は、日本に来て間もないので、起業準備活動計画書(様式第1号の3)の「2 事業の概要」で要求されている、販売先、販売単価、原価の内訳などについて、具体的に内容、金額(レベル)が思いつきません。どうすればよろしいですか？

(回答 27)

新たに事業を始める際には、多くの資金、多大な労力が必要になるとともに、失敗のリスクも小さくはありません。ご自分が得意とする分野で十分な見識を持ち、具体的な事業のイメージが確立されてから申請されることをお勧めします。

質問 28 将来どのくらい売上が上がるか、どのくらい費用がかかるかよく分かりません。起業準備活動計画書(様式第1号の3)の「3 利益計画」はどうやって書けばよいのですか？また、売上や費用の内訳はどのような科目を入れればよいのですか？

(回答 28)

将来の売上や費用を予想することは難しいかと思えます。しかし、事業の持続可能性を判断し、質問4に記載した起業準備活動の確認のポイントをチェックするためには不可欠なものですので、ある程度の根拠を踏まえて、想定している事業や顧客の性質(例えば、平均単価、顧客数)に即した数字を入れてください。売上や費用の内訳は代表的なもの(金額が大きいもの、事業の特性を示すものなど)をご記入いただき、それ以外は「その他」として、まとめていただいで結構です。一般には、売上は製品・サービスの種類、あるいは販売先ごとに内訳を出すことが多く、売上原価には材料費、外注費、労務費(生産を担当する人の人件費)、販売費及び一般管理費には、人件費(間接部門の人件費)、家賃や賃借料、販売関係費用(広告費、通信費、旅費、送料等)等があります。営業損益から、支払利子、特別損失、法人税等を差し引くと税引後当期損益が出ます。

質問 29 起業準備活動計画書(様式第1号の3)の「4 開業時の資金計画」には何を書けばよいのですか？「3 利益計画」と何が違うのですか？

(回答 29)

一般には、資金計画は事業に要する資金をどのように調達・運用するかを示すも

の、利益計画は売上から費用を差し引いてどれだけ利益（損失）が出るかを示すものです。特に「4 開業時の資金計画」では、1年の準備（起業準備活動）を踏まえて、開業する際に必要となる資金とその調達方法・返済方法を記入していただくことで、申請者が在留資格の要件を満たす規模の事業を始める実現性を評価する資料となります。

必要な資金としては、例えば店舗の保証金や内装工事費、機械装置や器具備品などの設備資金と仕入や経費の支払代金などの運転資金を、調達の方法としては、自己資金のほか、銀行等金融機関からの借入れや親族等からの借入れなどを記入し、必要な資金と調達の方法のそれぞれの合計額が一致するように作成してください。

質問30 本制度で認められた在留期間の間に日本で働いて、事業を始めるために必要な資金を貯めるつもりです。その場合でも資金の調達方法等を記述する必要がありますか？

（回答30）

この制度で認められる最長1年間の在留期間は起業準備活動を行っていただくためのものであり、就労を行うこと（資格外活動）は原則として認められません。1年間の生活及び起業準備活動に必要な資金があらかじめ確保されていない場合は、起業準備活動の確認が困難になると考えられます。

質問31 起業準備活動の工程表（様式第1号の4）は漠然としていて何を書けばよいのかよく分かりません。記入する上でのポイントは何か？

（回答31）

法人設立等の事務的手続き（定款作成、資本金払込、設立登記、許認可取得等）、経営幹部や従業員の雇入れ、製品やサービスの準備、販売先や取引先との関係作り、資金手当てなどの面で、事業を開始するまでにやるべきことを、段階を追って整理して記入してください。回答4に記載した起業準備活動の確認のポイントが分かるように留意してください。特に、各段階でどの程度の資金が必要であり、どうやって手当をするか、現実に即した内容を記入していただく必要があります。

質問32 私は、すぐにでも開業する予定です。その場合でも、起業準備活動の工程表（様式第1号の4）に1年分の予定を書く必要がありますか？

（回答32）

その場合、開業後については、開始した事業の事業展開（販売活動、生産活動等）、売上や資金調達等の計画についてご記入ください。

4. その他

質問 3 3 「上陸後又は在留資格の変更後 1 年間の申請者の住居を明らかにする書類」(様式第 1 号参照)とは具体的にはどのようなものですか？

(回答 3 3)

賃貸住宅のご利用をお考えの場合は、賃貸借契約書あるいは賃借申込書など、長期滞在者用宿泊施設等をお考えの場合は当該施設との宿泊予約を証明するもの、知人等宅への滞在についてはその知人等が作られた滞在を認める書類及びその知人等の居住を証する書類(賃貸借契約書の写し等)などを指します。賃借料等が必要な場合は 1 年間分以上の支払いが可能であることを証する書類(預金の残高証明)も必要です。

質問 3 4 「上陸後又は在留資格の変更後 1 年間の申請者の滞在費を明らかにする書類」(様式第 1 号参照)とは具体的にはどのようなものですか？

(回答 3 4)

事業資金(生活資金)が確保されていることを証明する資料(申請者の預貯金通帳の写しなど)の提出が必要となります。

質問 3 5 「その他岐阜県知事が必要とする書類」(様式第 1 号参照)とは具体的にはどのようなものですか？

(回答 3 5)

岐阜県が起業準備活動の確認を行う際に参考となる資料(これから開始する事業(会社)のパンフレット、製品(サービス)説明書、(潜在)顧客との契約書、ご自身の経歴や業績を証明する資料)があれば、提出してください。

質問 3 6 県から交付される「起業準備活動確認証明書」に有効期間はありますか？

(回答 3 6)

有効期間は 3 月です。有効期間内に所定の添付資料とともに、名古屋出入国在留管理局(岐阜出張所)に提出し、在留資格認定証明書交付申請(変更許可申請)を行う必要があります。

質問 3 7 本制度で在留資格「特定活動」を取得した後も起業準備活動計画の進捗状況の確認を受けることとなっていますが、具体的にはどのようなことを確認されるのですか？

(回答 3 7)

1 月に 1 回程度、起業準備活動計画の進捗状況を確認することとしております。

原則として、県の担当者が、事業所あるいはお住まいを訪問して、面談により起業準備活動の状況についてお話を伺うとともに、起業準備活動計画書に記載された計画と実際の活動状況を比較します。また、資金繰りの状況等を確認するため、預貯金通帳等の閲覧をお願いすることもあります。これらの調査については、起業準備活動の確認の申請時に、協力する旨の同意を前提として行われます（※記名・押印又は署名した「誓約書」を提出していただきます。）。

質問38 最初の6ヶ月の在留期間満了後も引き続き起業準備活動を行いたいのですが、どのようにすればいいですか？

（回答38）

在留期間の更新を希望する場合は、在留期間の満了する概ね3ヶ月前から満了する時までに、名古屋出入国在留管理局（岐阜出張所）において、在留期間更新許可申請の手続きを行う必要があります。

申請手続きには県の起業準備活動確認証明書（更新用）が必要となりますので、まずは県に起業準備活動更新確認申請書を提出してください。

なお、申請書を受理してから起業準備活動確認証明書（更新用）の交付までには1ヶ月程度かかりますので、余裕を持って提出をお願いします。

質問39 1年間の在留期間満了を迎えたとき、どのような手続が必要ですか？

（回答39）

上陸後又は在留資格の変更後1年を超えて引き続き国内に在留し、事業の経営を行う場合には、本特例措置の適用を受けない外国人と同様に、名古屋出入国在留管理局（岐阜出張所）において在留期間の更新に係る手続を行ってください。なお、在留期間中、起業準備活動の継続が困難となった場合や、「経営・管理」の在留期間の更新等が認められなかった場合には、本国に帰国することになります。帰国旅費（本国までの片道航空券相当）については、事業資金とは別に確保してください。

質問40 経営計画や販売戦略について相談したいのですが、相談窓口はありますか？

（回答40）

岐阜県よろず支援拠点や岐阜県産業経済振興センター（OKB ふれあい会館 10階 岐阜市藪田南 5-14-53）において、起業準備を進める際の各種相談に対応しています。（日本語対応）

起業準備活動確認申請書の申請窓口（岐阜県商工労働部産業人材課）からつながることもできますのでご相談ください。

質問4 1 住居やオフィスについて、どこか紹介してもらえますか？

(回答4 1)

住居については、入居条件にあてはまれば、岐阜県の県営住宅（県内全14ヶ所）を利用することができます。詳しくは岐阜県住宅供給公社にお尋ねください。

TEL：0584-81-8503

住所：大垣市今宿6-52-18 ワークショップ24 6階

また、IT、IoT等関連分野の事業を行う方は、入居条件にあてはまれば、ソフトピアジャパン内（大垣市大垣市加賀野4-1-7）にある貸オフィスを利用することができます。

詳しくはソフトピアジャパンセンターにお尋ねください。

TEL：0584-77-1111

住所：岐阜県大垣市加賀野4-1-7

質問4 2 行政手続きに関する日本語がわからないのですが、通訳してもらえるところはありますか。

(回答4 2)

岐阜県在住外国人相談センターにおいて、行政手続きや生活に関する相談に対し、県や市町村の担当部署に電話を取り次ぎ、3者通話による通訳を行っています。

詳しくは岐阜県在住外国人相談センターにお尋ねください。

TEL：058-263-8066

住所：岐阜市柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル2階

受付時間：月～金 9：30～16：30（年末年始・祝祭日は除く）